

基発 0224 第 2 号  
令和 4 年 2 月 24 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号）により、労働災害を防止するために注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大、職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大、名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加に係る改正を行ったところです。本改正につきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。